

H18.8.14 付け事務連絡「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」の保険給付対象となる軽度者に該当する者については、本県では次のとおり取り扱うこととします。

事務連絡別紙（４p）の「ア 車いす及び車椅子付属品」において、電動車いすと電動ではない車いすの取扱いの区別はない。

事務連絡別紙（６p）の「オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）」の例外に該当する者についての（三）は、「段差の解消が必要と認められる者」とある通り、この項での該当は「段差解消機」及び「階段移動用リフト（床走行式）」のみである。

（一）（二）のどちらの項での該当になるかについては、当該福祉用具の用途によって判断すること。

なお「用途で判断する」場合、当該福祉用具の明らかな目的外使用については対象外である。

ただし、移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、（一）の「立ち上がり」ではなく、（二）の「移乗」で判断すること。（H19.4月改正 Q&A 参照）